ナエバ」の可能

発行元:新島村農業委員会事務局(新島村産業観光課内)☎(5)O284(直通)

令和3年度 農業委員会だより

魅力を感じています。

をしてきました。昭和、平成、をしてきました。昭和、中さから、古くから自給自定在は交通事情が大幅に改善され、古くからの伝統的な自給は衰退してしまいました。島業(ナエバでの野菜生産)は衰退してしまいでの野菜生産)もともと「自給」がありました。現代に生きる大都市のもともと「自給」がありました。現代に生きる大都市のもともと「自給」がありました。現代に生きる大都市のおりました。現代に生きる大都市のおりました。明代に対象の伝統的な自治を表しています。

はる生活様式や村の雰囲気・す。しかし、自給的農業におことも必要なことだと思いまことも必要なことだと思いませを上げ、企業的農業を行う単一作物の規模拡大で生産

▲若郷の自給的農業の畑

自家肖費用であるこめ、少量すぶ可能性があると思っていすぶ可能性があると思っていすが可能性があると思っています。

は、自給を基礎におく農業にて来ました。このような方達

(農業委員 石野 正幸) (農業委員 石野 正幸) (農業委員 石野 正幸) (農業委員 石野 正幸)

にわり、草刈りをしてい宮塚山では看板の張替

頭、宮塚山では平均5頭です。す。4月の捕獲頭数が減っていま年間の捕獲頭数が減っていまここ3年は年に約5頭ずつ、

推進委員 前田 亙) がはる生息頭数調査が行 がるかもしれません。 がは、専門家に がは、専門家に

【捕獲頭数の現状

年度	H30	R1	R2	R3
年間捕獲頭数	299	249	192	_
4月の捕獲頭数	23	17	20	24
宮塚山の4月の捕獲頭数	5	3	5	8

「鹿罠の繁七期

地の利用状況

をよろしくお願い

い。ますので、ご了承くださ畑に立ち入ることがあり 地の発 の調査のため、皆さんの農業委員と推進委員がこ 村では夏~秋頃にかけて、で義務付けられています。 調査」が農地法第30条の発生防止を目的とし一般業委員会は、遊休農

不耕作地の例



受けられます。

メ ļ

の農地の取り扱いについ

てお聞きすることもあり

その際は、ご協力

農地においても、

他人の農地へはもちろん、ご自身の所有の

ゴミの投棄は決して行わな

りかねないのです。

こともできずに困ってしまうということにな

いといった希望があっても、

過去の不法投棄 貸すことも売る

一登記事項証明書」のコピーを

売りた

畑を相続した方が貸したい、

による埋設物などによって、

命的な障害となります。

つまり、畑として利用するのに、

永久的で致

それを口にする人体にも悪影響を及ぼします

中には産業廃棄物や車などの大きなものも見不法投棄」。空き缶や、ペットボトル、金属、農地パトロールの際に発見する「農地への とはなく、その後の土や作物に影響を与え、こういったゴミは何年たっても土に返るこ 新島村農業委員会

からのお知らせ】

★畑を相続された時は…

ます の届け出を行う必要があり 続された時は、農業委員会へ 相続登記後に農業委員会の 法律の改正により、畑を相

ができます。 お手続き(申請書1枚)で農 1部お持ちください。簡単な 業委員会への届出を行うこと 届出を行っていただけると

り手を探すなどのお手伝い をすることができます。 についてのご相談や、 出来ない場合に、農地の管理 島で借

れていて、自分では手入れが 例えば相続した方が島を離

例え伐採枝や雑草であっても、

なった車は決められた方法で処分をお願いい

のうち「ゴミ」となってしまいます。

古く

とおっしゃる方もいますが、動かない車はそ

廃車を倉庫代わりに自分の畑に置いている

ん。農地を汚せば、他のゴミ投棄を招くことの所有する農地に勝手に投棄してはいけませ うお願いします。 た草などは、 になります。 不法投棄は犯罪です。 農地を汚せば、 必ず決められた場所に捨てるよ ゴミや伐採枝、 抜い 他人

の状態」をいうため、れている状態」とは、

らない場合もあります

境界が不明確な農地については正確な結果とな 利用状況調査は人による外観目視調査のため

雑草と作物が混在して植わっているような畑な

椿を拾うだけの農地や、 「肥培管理のされた農地 また、「農地が利用さ

(=利用されていない農地)

と判断されてしまうことをご了承ください。

「不耕作地

「問い合わせ・ご相談先】 新島村農業委員会事務局

電話 メールアドレス (産業観光課 (5)0284 農林係内

nousei@niijima.com (5)1304